

令和
三
年
五條市議会第二回六月定例会会議録(第二号)

令和三年六月十四日(月曜日)

議事日程(第二号)

令和三年六月十四日 午前十時開議

- 第一 報第 五号 令和二年度五條市土地開発公社の決算及び事業の報告について
- 第二 報第 六号 令和二年度五條市一般会計予算繰越計算書の報告について
- 第三 報第 七号 令和二年度五條市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 第四 報第 八号 令和二年度五條市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 第五 議第三十五号 五條市立認定こども園設置条例の制定について
- 第六 議第三十六号 五條市更生支援の推進に関する条例の制定について
- 第七 議第三十七号 五條市介護保険条例の一部改正について
- 第八 議第三十八号 五條市印鑑条例の一部改正について
- 第九 議第三十九号 市道路線の廃止について
- 第十 議第 四十号 工事請負契約の締結について
- 第十一 議第四十二号 令和三年度五條市一般会計補正予算(第三号)議定について
- 第十二 議第四十三号 令和三年度五條市一般会計補正予算(第四号)議定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(十二名)

十二番	十一番	十番	九番	八番	七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番
大谷	藤富	吉田	山口	福塚	岩本	窪田	吉野	牧岡	平田	養全	伊谷
龍美	雅美	雅美	耕司		佳孝		雅秀	清一	全司	賢康	賢司
恵子											
雄子											

欠席議員(なし)

説明のための出席者

市長	副市長	教育長
太田	人見	堀内
好田	達見	伸内
紀田	哉見	起伸

事務局職員出席者

事務局係長	事務局次長補佐	事務局次長	事務局長	土地開発公社事務局長	財政課長	企画政策課長	秘書課長	会計管理者	水道局長	大塔支所長	西吉野支所長	教育部長	都市整備部長	産業環境部長	あんしん福祉部長	すこやか市民部長	危機管理監	市長公室長	理事(総務部長事務取扱)
打	辰	馬	平	櫻	戸	西	笹	小	東	吉	大	中	上	平	名	田	石	井	南
集	巳	場	田	井	野	本	谷	森		川	垣	本	井	己	迫	中	田	上	
和	大	雅	耕	克		久		比	純	佳		賢		富	雅	久	茂		則
美	輔	樹	一	充	哲	雄	豊	美	司	秀	悟	二	朗	長	浩	美	人	昭	行
								登											

速記者

柳ヶ瀬

五

美

午前十時零分開会

○議長（山口耕司）ただいまから、去る七日の散会前に引き続き本会議を再開いたします。
ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（山口耕司）本日の日程につきましては、お手元に配布済みのとおりであります。
配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

この際、申し上げます。

議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確にお願いします。

また議員各位の質疑並びに理事者側の答弁の際は、マスクをつけたまま御発言いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）初めに日程第一、報第五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（平田耕一）報第五号 令和二年度五條市土地開発公社の決算及び事業の報告について。

○議長（山口耕司）報告を求めます。櫻井土地開発公社事務局長。

〔土地開発公社事務局長 櫻井克充登壇〕

○土地開発公社事務局長（櫻井克充）それでは、失礼いたします。

ただいま上程いただきました報第五号、令和二年度五條市土地開発公社の決算及び事業の報告について、地方自治法第二百四十三条の三第二項の規定により御報告申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の五條市土地開発公社、令和二年度決算書・事業報告書の一ページより御覧いただきたいと存じます。

それでは、令和二年度五條市土地開発公社決算書について、御報告申し上げます。

最初に、一、収益的収入及び支出でございますが、これは公社の令和二年度の経常的な事業活動における収支の結果を示すものであり、事業活動に伴い発生する全ての収益と、全ての費用が、現金収支の有無にかかわらず、発生の事実に基づいて計上されるものであります。

まず、(一)収入の部でございますが、第一款土地開発事業収益の予算額合計百七十九万五千円に對しまして、決算額は百七十九万九千三百九十九円となっております。

当該決算額の項別の内訳でございますが、土地開発公社が主たる事業によって得た収益であります、第一項の事業収益につきましては、公共用地の売却がなかったことから、これにかかる収益はございませんでした。

次に、主たる事業活動以外の活動を源泉とする経常的な収益であります第二項の事業外収益につきましては、百七十九万九千三百九十九円となっておりまして、内訳は、受取利息六百六十七円及びJR五條駅前臨時駐車場使用料百四十六万七千二百円並びに各事業用地の貸付料が主なものである雑収益二十四万一千五百三十二円でございます。

続きまして、(二)支出の部でございますが、第一款土地開発事業費用の予算額合計二百一十一万一千円に對しまして、決算額が百三十一万一千六百八十八円となっております。

当該決算額の項別の内訳でございますが、土地開発公社の主たる事業に要した費用であります第一項の事業費用につきましては、四十五万二千六百九十七円となっております、事務的経費を支出しております一般管理費四十五万二千六百九十七円でございます。

次に、主たる事業活動以外の活動により生じたものであります第二項の事業外費用につきましては、八十五万八千九百二十一円となっております、光熱水費など、JR五條駅前臨時駐車場の管理経費でございます。

次に、第三項の予備費につきましては、その予算額五十万円の全額が不用となっております。

恐れ入りますが、二ページを御覧ください。

続きまして、二、資本的収入及び支出についてでございますが、ここでは、資産の処分の有無にかかわらず、資産を増加させるための支出や負債を減少させるための支出及びこれらのために必要な資金収入を計上することとなっております。

まず、(一)収入の部でございますが、第一款資本的収入の予算額三十万一千円に對しまして、決算額が十五万二百八十八円となっております。

当該決算額の内訳は、第一項の利子補給金のみでございまして、借入金の利息支払額に対する市からの利子補給金でございまして、続きまして、(二)支出の部でございますが、第一款資本的支出の予算額合計三百十五万二千元に対しまして、決算額が三百四万一千百五十八円となっております。

当該決算額の項別の内訳でございますが、第一項の用地取得造成事業費につきましては、決算額が三百四万一千百五十八円となっております。まして、事業用地の維持管理及び売却準備等経費である直接経費二百九十四万二千四百五十円、借入金利息十五万二千八百円等でございます。

次に、第二項の借入金償還金につきましては、事業用地に係る借入金の償還金で、公共用地の売却にかかる収益がなかったことから、ございませんでした。

また、資本的収入が資本的支出に対し不足する額二百九十九万九百五十円につきましては、損益勘定留保資金で補填をしております。

この損益勘定留保資金は、収益的支出における費用のうち、土地売却原価など、現金の支出を伴わない費用の計上がもとになるものであり、帳簿上に計上されたその費用の金額は、公社の会計処理上、前年度以前の未使用分もあわせて、内部留保資金として資本的収支不足額の補てん財源として使用することができるとでございます。

次に、三ページを御覧ください。

ただいま御覧いただいておりますものは、損益計算書でございます。令和二年度における当公社の経営成績を明らかにするため、会計期間に属する全ての収益とこれに対応する全ての費用とを記載して、当年度の経営の状況並びに純損益を表示するものでございます。

一の事業収益ゼロ円から二の事業費用合計四十五万二千六百九十七円を差し引いた額であります事業損失四十五万二千六百九十七円と、三の事業外収益合計百七十九万九千三百九十九円から四の事業外費用八十五万八千九百二十一円を差し引いた額であります八十五万四千七百八十八円を加えた当年度の経常利益は三十九万七千七百八十一円の黒字となり、これと同額が当年度純利益となりました。

続きまして、四ページを御覧ください。

ただいま御覧いただいておりますものは、剰余金計算書並びに剰余金処分計算書でございます。

利益準備金に前年度の純利益である前年度繰入額六百五十八万六千三百三十三円を積立し、令和二年度の純利益である当年度未処分利益剰余金三十九万七千七百八十一円を利益準備金に積み立てるものとなっております。

続きまして、五ページから六ページを御覧ください。

ただいま御覧いただいておりますものは、貸借対照表でございます。令和二年度における当公社の財産状況を明らかにするため、貸借対照日であります令和三年三月三十一日における全ての資産、負債及び資本の現在高を記載したものでございます。

貸借対照日現在で、これまで導入された資金が土地や現金預金など、どのような形でどのくらい存在し、またそのために長期借入金、資本等の資金がどのような方法でどのくらい調達されているかを対照表にして示したものが貸借対照表であり、これによって資産と負債及び資本のバランス、それぞれの残高など、財政状態が示されるものでございます。

五ページの一番下の行の資産合計の、二十一億一千五百七十七万二千六百八十五円に對しまして、次のページ、六ページの中ごろに記載しております負債合計が十九億三百二十七万三千三百七十七円、また、下から二行目の資本合計が二億七百二十九万九千三百六十八円で、負債・資本合計は二十一億一千五百七十七万二千六百八十五円となっております。

続きまして、七ページを御覧ください。

ただいま御覧いただいておりますものは、キャッシュ・フロー計算書でございます。令和二年度における当公社の現金の動きを明らかにしたものでございます。

令和二年度における現金及び現金同等物増加額はマイナス二百五十四万六千八百六十九円となり、期末残高は一千五百三十八万九千五百円となりました。

恐れ入りますが、三ページから七ページにおける各財務諸表の詳細につきましては、後刻御清覧をいただきますようお願いいたします。

次に、八ページを御覧ください。

続きまして、令和二年度の五條市土地開発公社事業報告を申し上げます。

令和二年度事業の総括としましては、一．継続事業はございませんでした。

次に、二．その他の事業としましては、保有土地の売却は、事業化による五條市への売却も含めてございませんでした。

そのほか保有土地の暫定利用といたしまして、五条駅前整備事業用地を臨時有料駐車場として利用しております。

また、公社が保有する土地につきましては、草刈等の実施による適切な維持管理、市計画事業にかかる土地売却に備えた測量の実施、さらに簿価上昇の抑制を図るため、引き続き市基金から借入をしているところでございます。

引き続き、九ページを御覧ください。

三、臨時駐車場利用状況では、JR五条駅前臨時駐車場における月別の利用状況を記載しております。また、四の経理の状況では、令和二年度の収益的収支及び資本的収支の状況について記載しております。続いて、十ページを御覧ください。

五の理事会の議決事項としまして、令和二年度の当公社理事会における議決事項の件名等について記載いたしております。さらに、六、職員に関する事項といたしまして、公社事務局職員の構成を記載しております。

恐れ入りますが、九ページから十ページの詳細につきましては、後刻御清覧をいただきますようお願いいたします。続きまして、十一ページから十二ページを御覧ください。

ただいま御覧いただいておりますのは、財産目録でございます。令和二年度末における公社が所有する財産、すなわち資産及び負債の全てを目録にしたもので、この財産目録により当該事業年度末における公社の正味財産が計算される書類であります。

まず、資産の部でございますが、合計で二十一億一千五十七万二千六百八十五円となっております。この内訳といたしましては、現金や預金、また事業活動において経常的または短期間に反復して発生する取引に伴い発生した資産、さらに短期間に消費されまたは他の形態に転換する資産であります。流動資産につきましては、現金預金の一千五百三十八万九千五百円、基本財産の五百万円、事業用地の二十億九千九百九十九万二千五百九十円となっております。

次に、十二ページの負債の部でございますが、合計で十九億三百二十七万三千三百七十七円となっております。この内訳といたしましては、長期借入金として、その他事業用地の五條市基金からの借入が十五億二百八十万円でございます。

そして、事業活動における取引によって発生した負債等であり、流動負債が四億百十九万三千三百七十七円となっております。結果としまして、差引正味財産は、二億七百二十九万九千三百六十八円となっております。

これまで一ページから十二ページについて御説明いたしました。十三ページ以降の附属資料につきましては、説明を割愛させていただきます。

以上で、報第五号、令和二年度五條市土地開発公社の決算及び事業の報告についての報告を終わらせていただきます。

○議長（山口耕司）報告が終わりました。
これより質疑に入ります。（「十番」、「十二番」の声あり）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）二ページの支出の方ですけれども、第一項の用地取得造成事業費、この場所を教えてくださいませんか。

○議長（山口耕司）南理事。

○理事（南 則行）十番吉田雅範議員の御質問に常務理事としてお答えさせていただきます。

二ページの支出についてでございますが、用地取得造成事業費百五十八万七千円の増につきましては、五條中央公園拡充整備事業の計画の見直しにより、今井島台工業団地の用地の売却に向けて土地の鑑定及び測量結果に伴う土地境界の確定業務を外部に委託する必要が生じたための経費でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（山口耕司）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）それならこれは今井島台工業団地を売却すると、それに対しての測量とか、そういうことですか。

それと中央公園のどんな事業か教えていただけますか。

○議長（山口耕司）南理事。

○理事（南 則行）十番吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

公社の土地の売却につきましては、議員お述べのとおりでございます。土地の売却に向けた境界確定の必要性を委託したものでございます。

五條中央公園拡充整備事業の見直しでございますが、当初公園の駐車場として考えていたものを昨年度見直し、やめさせていただいたというところでございます。

以上でございます。（「十二番」の声あり）

○議長（山口耕司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）九ページ一番下、お願いしたいと思えます。

資本的収入が資本的支出に対し不足する額二百九十九万九千五百十円は損益勘定留保資金で補填しましたと、こうありますけれども、あと残り損益勘定留保資金は幾らあるのか。

それと、これ以外に現金、預金は幾らあるのか、この決算書で説明していただけますか。

もう一つ、八ページの一番下に簿価上昇の抑制ということで、金利負担による簿価の上昇を抑制するため借入金については市中銀行から市基金への借換えを平成二十四年度から継続して実施とありますね。これは先ほどもありましたように、市の基金は減債基金が九千四百四十万、地域振興基金から十四億九千六十八万繰入れしておるわけですけれども、これ以外に借金をしているところがあれば、その相手方と借金の金額を決算書に基づいて説明してくれますか。

○議長（山口耕司）南理事。

○理事（南 則行）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

損益勘定留保資金の残ということの一つ御質問いただいたかと思いますが、二億一千五百八十七万四千八百三十七円でございます。

もう一つ決算書に基づき他の負債ということでございますが、十二ページに記載のとおりでございます。市からの借り入れのみということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（山口耕司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）損益勘定留保資金の残り約二億一千万円、答弁ありましたけれども、それ以外でこの決算会計で持っている現金、預金はありませんか。あれば、この決算書に基づいて説明してくれますか。

それと借入金は市の基金からだけやという答弁でしたけれども、十一ページの財産目録の現金預金のところ、南都銀行で十五億何ぼ、現金でこれは幾らですか、三万円ですか、こういうふうはその下の基本財産にも南都銀行から五億円くらいですか、ありますけれども、これは借りていることにはならないのですか。

○議長（山口耕司）南理事。

○理事（南 則行）お答え申し上げます。

十一ページの資産の部の金額、南都銀行からの一千五百三十五万九千五百九十五円及び現金三万円、その下の基本財産の五百万円でございますが、預金でございますので、公社が保有しておるものでございまして、借入れには当たりません。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（山口耕司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）最初の質問、答弁漏れしていますやろ。二ページの損益勘定留保資金の残高が二億何ぼと答弁いただきましたけれども、これ以外に持っている現金や預金はもうこの決算書ではありませんか。

○議長（山口耕司）南理事。

○理事（南 則行）お答え申し上げます。

ございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山口耕司）質疑を終わります。

以上で報第五号の報告を終わります。

○議長（山口耕司）次に日程第二、報第六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（平田耕一）報第六号 令和二年度五條市一般会計予算繰越計算書の報告について。

○議長（山口耕司）報告を求めます。南理事。

〔理事 南 則行登壇〕

○理事（南 則行）ただいま上程いただきました報第六号、令和二年度五條市一般会計予算繰越計算書の報告につきまして、御説明申し上げます。

議案書の二ページを御覧願います。

令和二年度の繰越明許費につきましては、全二十九事業、繰越確定額でございます九億三千五百七十七万三千円を翌年度へ繰り越したることについて、地方自治法施行令第四百四十六条第二項の規定に基づき繰越計算書により報告を行うものでございます。

議案書の三ページを御覧ください。

各事業の概要につきましては、三月定例会等におきまして既に御説明申し上げますので割愛をさせていただきます、繰越理由別に対象事

業及び繰越理由別の合計金額を報告させていただきます。

初めに、新型コロナウイルス感染症対応関連の国の補正予算に繰越事業といたしまして、二、地域公共交通車両整備事業、三、地域公共交通計画策定事業、四、買い物等外出代行支援事業、五、路線バス利用促進事業、六、地域公共交通担い手確保支援事業、七、庁内ネットワーク環境整備事業、八、グループウェアシステム整備事業、十一、新生児向け特別定額給付金事業、十二、コンビニ交付システム構築事業。

四ページを御覧ください。

十三、新型コロナウイルスワクチン接種事業。

五ページを御覧ください。

二十五、教育ネットワーク整備事業の、合わせて十一事業、合計三億八千九万一千円でございます。

次に、国・県の補助事業追加採択等に伴う繰越事業といたしまして、戻っていただきまして四ページを御覧ください。

十五、防災減災調査計画事業、十六、農村地域防災減災事業、十七、農業用水路等長寿命化・防災減災事業。

五ページを御覧ください。

二十七、幼稚園感染症対策事業の計四事業、合計八千三百九十二万三千円でございます。

次に、災害復旧事業としての繰越事業といたしまして、二十九、道路橋梁災害復旧事業の一事業、一千二百万円でございます。

次に、入札不調等の要因による繰越事業といたしまして、戻っていただきまして、四ページを御覧ください。

十四、保健福祉センター施設設備整備事業、十九、星のくに施設改修事業、二十二、橋梁維持補修事業の三事業、合計四千五十七万八千円でございます。

最後に、計画見直しが必要となった繰越事業などいたしましたしまして、戻っていただきまして三ページを御覧ください。

一、調査特別委員会事業、九、大塔地区再生事業、十、新庁舎建設事業。

四ページを御覧ください。

十八、水利施設等保全高度化事業、二十、道路維持修繕事業、二十一、道路新設改良事業、二十三、河川維持補修事業、二十四、上野公園整備事業。

五ページを御覧ください。

二十六、（仮称）五條B認定こども園整備事業、二十八、桜花寮施設整備事業の、合計十事業合計四億一千八百八万一千円でございます。繰越事業につきましては、以上でございます。

未完了の事業につきましては、早期完了に向け鋭意取り組んでまいります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（山口耕司）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十二番」の声あり）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）たくさんの予算項目が繰越しされているわけでありませうけれども、この事業を繰り越した以後の事業完了の期限は令和三年度の最終は、令和四年の三月三十一日ですかね、その期限までに完了したらいい事業ばかりなのか、それとも早いものもあれば遅いものもあるのか、その辺答弁いただけますか。

それともう一つは、令和二年度の繰越し、令和三年度への繰越しですけれども、決算の扱いは令和二年度の繰越分は令和二年度の決算に入れて決算を計算されるのか、それとも令和三年度の決算に入れて計算されるのか、それはどうなるのですか。

○議長（山口耕司）南理事。

○理事（南 則行）十二番大谷議員お答え申し上げます。

まず一つ目、事業の終期でございますが、記載の事業それぞれによって異なるものでございます。

二つ目の御質問の決算の取扱いについてでございますが、令和三年度の決算として取り扱われるものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（山口耕司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）予算執行の期限はそれぞれの事業によって異なるということであるわけですが、市民の皆さん方の要望と実態から見て、早く予算執行しなければならぬところはやはり職員の皆さん方全力を挙げて執行していただくように要望しておきたいと思っております。

以上です。

○議長（山口耕司）質疑を終わります。

以上で報第六号の報告を終わります。

○議長（山口耕司）次に日程第三、報第七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（平田耕一）報第七号 令和二年度五條市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について。

○議長（山口耕司）報告を求めます。上田井都市整備部長。

〔都市整備部長 上田井朗登壇〕

○都市整備部長（上田井朗）ただいま上程いただきました報第七号、令和二年度五條市下水道事業会計予算繰越計算書の報告につきまして、地方公営企業法第二十六条第三項の規定により御報告申し上げます。

議案書の七ページを御覧願います。

本繰越計算書は、一款資本的支出、一項建設改良費の一部を翌年度に繰り越したものでございます。

内容といたしましては、公共下水道事業の予算計上額一億三千五百三十七万八千円のうち、五千四百三十六万三千六十円を翌年度に繰り越したものでございます。

繰越理由につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により資材の納期が遅延し、着工時期に支障を来たしたことや、施工期間や通行規制に伴う地元調整等に不測の日数を要したことから繰越となりました。

財源につきましては、企業債、国庫補助金、損益勘定留保資金を充てております。

以上で、御報告を終わらせていただきます。

○議長（山口耕司）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十番」の声あり）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）繰越しが出たというのは今聞かせていただいたのですけれども、計画のメートル数と実際にやられて、ゼロということはないと思うので、何メートルが完成して残りがどれだけあるかというのをお尋ねしたいと思います。

○議長（山口耕司）上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井朗） 十番吉田雅範議員の御質問にお答え申し上げます。

本繰越しに関しましては、四つの工事が含まれております。まず初めに今井四丁目越部産業付近、こちらの工事延長は一一三メートルでございます。

本町三丁目五條幼稚園付近、こちらに関しましてはマンホールポンプ設置一カ所となっております。

岡口一丁目南之町付近、こちらに関しましては工事延長四〇・五メートルとなっております。

次に岡口一丁目南之町、これは二工区でございます。工事延長が八六メートルでございます。

それぞれの工事の進捗に関しましては、こちらの完了時期といたしまして、まず今井四丁目については既に完了しております。次に本町三丁目五條幼稚園付近につきましては、六月末竣工の予定でございます。

岡口一丁目南之町、一、二工区に関しましては、十月末の完成を目指すということで、現在、未着手の状態です。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（山口耕司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 岡口は言ってくれたかな、筆記しておいて聞き取れなかったのですけれども…、本町は控えさせてもらっているけれども、その次は、四〇・五メートル、これはできていないのかな、できているのかな。それと、岡口と……。

○議長（山口耕司） 上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井朗） 御答弁申し上げます。

岡口一丁目南之町付近に関しましては、最初は一工区四〇・五メートル、二工区が八六メートルでございます。こちらに関しましては、現在入札見直しに伴うということで、執行の状態には入っておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山口耕司） 質疑を終わります。

以上で報第七号の報告を終わります。

○議長（山口耕司） 次に日程第四、報第八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（平田耕一）報第八号 令和二年度五條市水道事業会計予算繰越計算書の報告について。

○議長（山口耕司）報告を求めます。東水道局長。

〔水道局長 東 純司登壇〕

○水道局長（東 純司）ただいま上程いただきました報第八号、令和二年度五條市水道事業会計予算繰越計算書の報告につきまして、地方公営企業法第二十六条第三項の規定により御報告を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の九ページを御覧願います。

本繰越計算書は一款資本的支出、一項建設改良費の一部を翌年度に繰り越したものでございます。

宗谷上地区統合簡易水道事業の予算計上額二億七千五百八十一万二千円のうち、二億七千五百八十二万七千三百七十三円を翌年度に繰り越したものでございます。

繰越理由につきましては、元年度の工事が二年度に繰越しとなり、続いて実施する設計業務、続く工事入札が遅れたため繰り越しとなりました。

財源につきましては、企業債と損益勘定留保資金を充てております。

なお、この事業につきましては、本年八月末竣工を予定しております。

次に、白銀南地区統合簡易水道事業で予算計上額一億六千四百八十二万四千円のうち九千九百五十二万五千八百円を翌年度に繰り越したものでございます。

繰越理由としまして、元年度の実施工事が入札不調により二年度への繰越しとなり、二年度工事の入札着工に遅延が生じたため繰越しとなりました。

財源につきましては、企業債と損益勘定留保資金を充てております。

なお、この事業は、本年六月末の完了を予定しております。

次に、老朽管布設替事業で、予算計上額一億三千九百五十六万八千円のうち、七千三百七十万円を翌年度に繰り越したものでございます。

繰越理由としまして、老朽管更新工事の発注で入札不調となり、再入札による工事着手に遅延が生じたため繰り越しとなりました。財源につきましては、企業債、国庫補助金、損益勘定留保資金を充てております。

なお、この事業は、本年五月二十一日に竣工しております。

次に、下水道整備事業関連移設事業で、予算計上額二千八百五万円のうち七百十三万九千円を翌年度に繰り越したものでございます。繰越理由としまして、下水道工事の繰越しにより、関連する水道移設事業につきましても翌年度に繰越しとなりました。

財源につきましては、補助金と損益勘定留保資金を充てております。

なお、この事業は、本年十月末の完了を予定しております。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（山口耕司）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十二番」の声あり）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）老朽管布設替事業ですけれども、この予算を執行した後で老朽管の布設替事業は完了するのか、それとも残るのか、残るのでしたら何キロメートルぐらい残るのか説明いただきたい。

それともう一つは、この間漏水している石綿管の交換を皆さん方は言われていますけれども、この老朽管の布設替事業と漏水している石綿管の交換事業とは同じ意味なのか別なのか、別でしたら漏水している石綿管の交換の事業は、あと何キロメートル残っているのか、その辺も答弁いただけますか。

○議長（山口耕司）東水道局長。

○水道局長（東 純司）十二番大谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

老朽管更新工事は国庫補助事業でございますので、水道管路緊急改善事業という事業でさせていただきますいております。

この管路は本管でございますので口径が二〇〇ミリ以上の管が対象となっております。これを全て終わるのに令和三十年までかかる予定となっております。

そして、もう一点の石綿管ですが、石綿管は細い管もございしますので、この事業とは別に更新工事を行っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（山口耕司） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 老朽管の布設替事業、令和三十年度までかかるのですか、三十年。

それで石綿管とこの事業は別ですか。一緒ですか。

○議長（山口耕司） 東水道局長。

○水道局長（東 純司） 石綿管更新工事は別事業で進めさせていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（山口耕司） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 別ということでしたら、石綿管の交換の事業の距離はあとのぐらいい残っていますか。

○議長（山口耕司） 東水道局長。

○水道局長（東 純司） あと四・九キロ残っております。もともと六・一キロでしたが、令和二年度で四・九キロになっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山口耕司） 質疑を終わります。

以上で報第八号の報告を終わります。

○議長（山口耕司） 次に日程第五、議第三十五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（平田耕一） 議第三十五号 五條市立認定こども園設置条例の制定について。

○議長（山口耕司） 提案理由の説明を求めます。 中本教育部長。

〔教育部長 中本賢二登壇〕

○教育部長（中本賢二） ただいま上程いただきました議第三十五号、五條市立認定こども園設置条例の制定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の十ページを御覧いただきたく存じます。

今回の条例の制定につきましては、五條市立認定こども園整備基本計画に基づき五條市立認定こども園の設置を行うため、本条例を制定しようとするもので、地方自治法第九十六条第一項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは制定内容につきまして、御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書十一ページを御覧いただきたく存じます。

初めに、第一条につきましては条例の趣旨を、幼保連携型認定こども園として五條市立認定こども園を設置することに関し、必要な事項を定めることとしております。

次に、第二条は、認定こども園の設置につきまして就学前の子供に対する教育、保育、子育て支援事業を一体的に実施するため、幼稚園及び保育所の機能をあわせ持つと定めております。

次に、第三条は、施設の名称及び位置について、名称、五條市立みらいこども園、位置、五條市本町三丁目一番十三号。

名称、五條市立ゆめこども園、位置、五條市近内町七三一番地。

名称、五條市立きぼうこども園、位置、五條市中町三一番地と定めております。

次に、第四条は、認定こども園で行う子育て支援、教育及び保育の事業について定めております。

次に、第五条は、この条例及び他の条例に定めるもののほか必要な事項は、市長及び教育委員会が別に定めることとしております。

附則につきましては、第一項で施行日を令和四年四月一日と定めております。

第二項で、本条例の制定に伴う五條市立学校設置条例の一部改正について定めております。

第三項は、本条例の施行前においても認定こども園の運営、その他本条例を施行するために必要な行為を行うことができることと定めております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（山口耕司）トイレ休憩及び答弁補助員の入れ替えのため、十一時十分まで休憩いたします。

午前十時五十四分休憩に入る

午前十一時八分再開

○議長（山口耕司）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（山口耕司）次に日程第六、議第三十六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（平田耕一）議第三十六号 五條市更生支援の推進に関する条例の制定について。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。名迫あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 名迫雅浩登壇〕

○あんしん福祉部長（名迫雅浩）ただいま上程いただきました議第三十六号、五條市更生支援の推進に関する条例の制定について、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書十三ページを御覧いただきたいと存じます。

本条例案の制定理由につきましては、罪に問われた者等が必要とする更生支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、市民が安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するため、新たに条例を制定しようとするものでございます。

次に、本条例案の制定内容につきましては、恐れ入りますが、議案書の十四ページから十七ページを御覧いただきたいと存じます。

本条例案は、第一章総則、第二章基本的施策、第三章雑則の全三章、十四の条から構成されております。

議案書十四ページの第一条は、目的について、本市における更生支援に関する施策の基本理念を定めること、市の責務、関係団体等及び市民等の役割を明らかにすること、更生支援に関する施策を総合的かつ計画的に進めることで、罪に問われた者等の社会復帰の促進、共生のまちづくりの推進を図り、市民が安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを定めています。

第二条は、本条例案で用いる用語の定義について定めております。

第三条は、基本理念について、罪に問われた者等が地域社会において孤立することなく、地域社会とともに構成する一員となること、また、地域で安定した生活が営むことができるようになるまでの間、市、関係機関等及び市民等が緊密な連携のもと、必要な支援等を総合的かつ、途切れることなく受けることができるよう行わなければならないと定めております。

議案書十五ページの第四条は、市の責務について、罪に問われた者等の個々に抱える事情に応じて必要な施策を総合的に実施するものと定めております。

第五条は、関係団体等の役割について、それぞれの適切な役割分担を踏まえて、更生支援に関する施策に協力するよう努めるものと定めております。

第六条は、市民等の役割について、更生支援について理解を深め、更生支援に関する施策に協力するよう努めるものと定めております。

第七条は、関係機関等の緊密な連携協力の確保等について、市は、関係機関等が情報又は意見交換する機会を設けるとともに、必要な情報を提供するものとし、提供を受けた個人情報等を、適切に取り扱わなければならないと定めております。

議案書十六ページの第八条は、特性に応じた支援等について、支援等の内容に応じ、罪に問われた者等の意思を尊重し、個々の特性を十分踏まえて行うものと定めております。

第九条は、就労の支援について、罪に問われた者等の就労の場の確保及び就労の継続等のため必要な施策を講ずるものと定めております。

第十条は、住居の確保の支援について、罪に問われた者等が地域において生活を営むための住居を確保すること等を支援するための必要な施策を講ずるものと定めております。

第十一条は、保健医療サービス及び福祉サービスの提供による支援について、罪に問われた者等のうち自立した生活を営む上での困難を有するものについて、適切な保健医療・福祉サービスを提供するものと定めております。

第十二条は、市民等の理解の促進について、更生支援の重要性について、市民等の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講

ずるものと定めています。

議案書十七ページの第十三条は、市民等の活動に対する支援について、民間の団体又は個人の更生支援に関する活動の促進を図るため、必要な支援を行うものと定めております。

第十四条は、委任について、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めることとしております。

なお、附則としまして施行期日を公布の日からとしております。

以上で、議第三十六号、五條市更生支援の推進に関する条例の制定について、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十番」、「十二番」、「六番」の声あり）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）この更生支援というものは、やはりどこかがやっていたりいかなくはいけないということは十分理解させてもらっています。しかしこの第四条でもあるように、「市民等の理解を得つつ、関係機関等と連携し、罪に問われた者等が個々に抱える事情に応じて必要な支援等に関する施策を総合的に実施するものとする。」となっておるのですけれども、また第十二条では「市は、更生支援の重要性について、市民等の理解を深め、その施策について協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする。」というふうなうたわれているのですけれども、その施策というのを具体的に教えていただけますか。

○議長（山口耕司）名迫あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（名迫雅浩）十番吉田雅範議員の御質問にお答えいたします。

市民の理解を得られるためのどのような周知、啓発活動という形になると思えますけれども、現在五條市では「社会を明るくする運動」五條市推進委員会を組織して犯罪のない明るい社会を築くための運動を実施しております。これらの社会を明るくする運動を通じて啓発、PR活動を引き続き行ってまいりたいと考えております。

また、広報五條、ホームページほか平成二十七年年度から実施しております市内六圏域の地域包括ケアシステムの構築に当たった地域ケア会議等で更生支援の機運醸成に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。（「十番」の声あり）

○議長（山口耕司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） いや、まだ到底市民の理解は得られていないのと違いますか。以前にも県がするという事で報告を受けたのですけれども、する場所は五條市と、そこで意見書というような形で、これは大塔の自治会から出た知事に宛てた分ですけれども、市長のところにも同じ文書が来ているように聞いております。それで、旧大塔小・中学校教員住宅を奈良県事業で利用することについて下記のとおり意見を提出いたします。出所者の住まいとして利用することに断固として反対いたしますと、あといろいろと、再犯ということが述べてあるわけですから、もししたらここには、この事業自体はいいことやと思いますけれども、したら五條市の市民を守る、もしか何か起こったときに、そういう条例がなされていないことは、ちよつとなかなか賛同が得られにくいのと違うのかなと思うのですけれども……。

○議長（山口耕司） 名迫あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（名迫雅浩） お答え申し上げます。

更生支援の推進につきましては、国や県、市の行政だけでできるものではないと存じます。地域における市民の方、関係機関、団体等がそれぞれ役割分担を行い緊密に連携しながらこういう施策を進めていく必要があるかと考えております。そういう意味で、基本的な理念を定めて市の責務とか関係機関、団体の役割を明らかにして社会復帰の促進と共生まちづくりの推進を図って更生を志す者を含む全ての市民が安心安全で暮らせるように実施をしていきたいと考えております。

以上でございます。（「十番」の声あり）

○議長（山口耕司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） それは分かるのですけれども、この条例の中で市民を守ると言ったら語弊があるかも分かりませんが、その方も市民ですので。しかし何か起こったときに、責任はどこが持つのかということが一番大事ではないかなと思います。

そしてまた意見書に出ておる、旧大塔小・中学校を教員住宅にという話が、今現在また出ておるのですか、出ていないのですか。

○議長（山口耕司） 南理事。

○理事（南 則行） 十番吉田雅範議員の御質問にお答え申し上げます。

昨年度、御説明させていただきましたように、市といたしましては国・県、県が設置しましたがやきホームの事業には協力するという姿勢でございます。かがやきホームからの要請に基づき居住可能な施設につきましては御提示をさせていただいている、市といたしましては

そういう状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（山口耕司）六番窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀）二つか三つほどお伺いします。

まずこの条例ですけれども、県下各市でこういうような関連する条例の制定、その状況についてお伺いいたします。

○議長（山口耕司）名迫あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（名迫雅浩）六番窪議員の御質問にお答えいたします。

全国でこういう条例を制定している団体でございますけれども、まず都道府県では奈良県、市町村におきましては、明石市・奈良市となります。もしこの条例が制定していただけるようになれば、五條市は四番目というふうになります。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（山口耕司）六番窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀）奈良市もこういう条例を制定してあるということでございますんやね。そしたら奈良市にはこういう該当する更生施設は現在あるわけですか。

○議長（山口耕司）名迫あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（名迫雅浩）御質問にお答えさせていただきます。

奈良市の中にそういう施設があるかというのは、私存しておりません。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（山口耕司）六番窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀）まだ奈良県でも数少ないという形の中で、そしたらなぜ今この時期にこの条例が必要なのかということ、先ほど議員が言っていましたすけれども、大塔町の、前から話がございました。その関係で今この時期にこの条例が必要と、そういうことの判断ですか。

○議長（山口耕司）名迫あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（名迫雅浩）お答えいたします。

今回の更生支援の条例を制定するに当たっての経緯でございますけれども、これは平成二十八年十二月に国の方で再犯の防止等に関する法律が施行されております。その中で国は再犯防止に関する施策を策定して実施する責務があるということで、地方公共団体についても国と適切な役割分担を踏まえて地域の状況に応じた施策を策定し実施する責務があるとされていきました。また昨年、奈良県においても令和二年四月に奈良県の更生支援の推進に関する条例が施行されました。ここで具体的に県の方は法人を設立することが記述されておりました。昨年、令和二年七月には一般財団法人がやきホームが設立されました、出所者等の雇用、住居の確保、職業訓練等、事業を実施しております。

本市におきましても、出所者の雇用及び住居の住所地の自治体であることから、法律の定めにより当事業に国や奈良県と相互に連携して進めていく必要があります。ということで今回これらの更生支援に推進する条例を制定するに至った次第でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「六番」の声あり）

○議長（山口耕司）六番窪 佳秀議員。

○六番（窪 佳秀）分かりました。悪い事業、条例ではないと思うのですけれども、ただこれを制定することによって、今後発生される市としての予算措置と言ったらおかしいですけども、そういうものが考えられるのか、分かっている範囲で結構です。

○議長（山口耕司）名迫あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（名迫雅浩）お答えいたします。

この条例を制定するに当たって今後何か特別な事業を実施するかということでございますけれども、今回の条例は理念を定めた条例でございますので、現時点ですぐに何かをするということではございません。ただ何か犯罪者の方が困ったときにすぐに相談できる、相談支援の体制を十分取り組んでいく必要があると考えております。

以上です。（「六番」の声あり）

○議長（山口耕司）もう回数過ぎていますけれども。（「十二番」の声あり）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）更生支援につきましては、大変必要なことですので、同時にこういった自治体でやっていくことにつきまして、は困難性もあるということになるのではないかと思います。

この間の経過から言いますと、他の議員から一般質問でも取り上げられましたように、最初は県の条例に基づいて県の事業として進めていくから五條市は協力的な立場で協力していくというのが理事者の皆さん方の答弁でありました。しかし今回のように、こういう条例をつくっ

て進めていくとなれば、全体的に今まで以上に五條市の責任が条例の中でも明確になっていきますからね、やっぱり何か起こったときの五條市の責任はかなり大きなものになっていくというふうに考えます。五條市の責任は十六ページの基本的施策の中に、第八条、第九条、第十条、第十一条と、市の責任が全部明確にされておりますから、やはり大きな責任は問われることになるというふうに思います。

同時に、先ほど質問があったと思うのですが、この施策を進める上においての財政負担は、五條市はどうなるのか。今までの奈良県の施策として進めていった場合の五條市の財政負担と比べて条例で決めてやる場合の財政負担はどうなるのか、その辺、現時点で分かっている範囲内で明らかにしていただく必要があるのではないかなというふうに思います。いかがですか。

○議長（山口耕司）名迫あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（名迫雅浩）十二番大谷議員の御質問にお答えいたします。

先ほど申しましたとおり、条例を制定することによって特別な何か事業をするのかということですが、今のところはそういう特別な事業を実施する予定はございません。

ただ今後、基本理念に基づきまして個別の具体的に支援が必要ということが認められる場合につきましては、予算措置を通じて御審議いただきたいと考えております。

以上でございます。（「十二番」の声あり）

○議長（山口耕司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）必要ですけれども、やはり大変困難性もあるということだけは申し上げておきたいと思えます。

同時に、更生支援も必要ですけれども、犯罪に走らないような施策、政治も今強く求められているのではないかと思います。

御存じのように、犯罪に走ってしまうその事情と原因にはいろいろありますけれども、しかし一般的にこの間の犯罪に走っている状況を見てみますと、自分にできる仕事がない、だから収入がない、仕事に就いておっても仕事ができないような状況になって、それに伴って収入がない、こういう状況がこの日本でもかなり激しい状況になっているのではないかなと思います。特にこの新型コロナウイルス感染問題が発生してからは、仕事がなくなった、そしてまた商売人の皆さん方はなかなかやっていけない、そういう状況が非常にひどい状況になっておりますから、やはり政治の責任でこのような状況を解決するということが非常に求められていると思うのですね。

それと同時に、国の責任として言わなければならないのは、今開かれております国会におきまして、四月中頃に少年法等の一部を改正する

法律案が国会に提出されております。この内容を重点的に申し上げますと、いわゆる十八歳、十九歳の少年も特定少年と新たに規定して、二十歳以上の少年と同様に刑事手続にかけると、そして対象事件を拡大して厳罰化するという、そういう内容ですね。だから犯罪に走らないようなこの目標を達成するためには、やはり法律の面でも立ち直りができる法律を国としてはもっともっと明確に示すべきだというふうに思います。

以上のように、更生の支援も大事ですけれども、犯罪に走らない、その施策、法律上の責任はまず国にあるのではないかと、そして県も五條市もしっかりとその点は更生支援と両立して踏まえて、頑張らなければならないのではないかとということをお願いして、終わりたいと思います。

○議長（山口耕司）質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（山口耕司）次に日程第七、議第三十七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（平田耕一）議第三十七号 五條市介護保険条例の一部改正について。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。名迫あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 名迫雅浩登壇〕

○あんしん福祉部長（名迫雅浩）ただいま上程いただきました議第三十七号、五條市介護保険条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書十八ページを御覧いただきたいと存じます。

改正理由につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、収入の減少が見込まれる第一号被保険者に対し、令和二年二月から実施しております介護保険料の減免措置を、令和四年三月三十一日まで延長して負担軽減を図るため、当該条例の一部を改正する

ものがございます。

それでは、条例改正の内容につきましては、恐れ入りますが、お手元の議案書の十九ページを御覧いただきたいと存じます。改正内容といたしましては、附則第十条中「令和三年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改めるものとございます。なお、附則につきましては、施行期日を公布の日からとし、改正後の規定は令和三年四月一日から適用するとしております。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。
質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。
これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（山口耕司）次に日程第八、議第三十八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（平田耕一）議第三十八号 五條市印鑑条例の一部改正について。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。田中すこやか市民部長。

〔すこやか市民部長 田中久美登壇〕

○すこやか市民部長（田中久美）ただいま上程いただきました議第三十八号、五條市印鑑条例の一部改正につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書二十ページを御覧ください。

本案は多機能端末機による印鑑登録証明書の交付を可能とするため、本条例の一部を改正するものでございまして、地方自治法第九十六条第一項の規定により議会の議決を求めらるものでございます。

それでは改正内容について、御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の二十一ページを御覧ください。

印鑑登録書による印鑑登録証明書の交付に関して規定しております第十三条の次に、第十三条の二として個人番号カードを使用した多機能端末機による印鑑登録証明書の交付に関する規定を追加するものでございます。

なお、附則で施行期日を定めており、規則で定める日からとしております。

以上で、議第三十八号の提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十番」の声あり）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）多機能端末機を使って個人番号カードですね、それを使って印鑑登録証明書が交付できるようになるわけですけども、それは印鑑登録証明書だけですか、住民票の写しとか、ほかの何部門ぐらいの書類がコンビニでもらえるようになるのか教えていただけますか。

○議長（山口耕司）田中すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（田中久美）十番吉田雅範議員の御質問にお答え申し上げます。

今回コンビニで交付できます証明書につきましては、住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、戸籍証明書、戸籍の附票の写し、課税証明書でございます。

以上でございます。

○議長（山口耕司）質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（山口耕司）次に日程第九、議第三十九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（平田耕一）議第三十九号 市道路線の廃止について。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。上田井都市整備部長。

〔都市整備部長 上田井朗登壇〕

○都市整備部長（上田井朗）ただいま上程されました議第三十九号、市道路線の廃止について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の二十二ページ及び添付の地図を御覧いただきたいと存じます。

議第三十九号、市道大野新田六号線につきましては、近傍路線が整備され本路線は一般交通に供する必要がなくなったため路線の廃止を行うものであります。

道路延長といたしましては、五七・七メートルであり、道路幅員につきましては一・八メートルでございます。

起点といたしましては、五條市大野新田町一九〇番地先、終点といたしましては五條市大野新田町一九〇番地先となっております。

以上で、議第三十九号の市道路線の廃止についての御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十番」の声あり）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）この市道路線の廃止は市側から廃止をするのか、それとも自治会から要望が上ってきて廃止をするのかお尋ねしたいと思います。

○議長（山口耕司）上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井朗）十番吉田雅範議員の御質問にお答え申し上げます。

本市道の廃止につきましては、地権者並びに地元自治会長から現況が市道の実態にそぐわないことも含めた要望に基づくものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（山口耕司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 後の取り扱いについてお尋ねしたいと思います。

○議長（山口耕司） 上田井都市整備部長。

○都市整備部長（上田井朗） 御答弁申し上げます。

現市道に關しましては、認定はされておりますが、現地状況は原野でございます。こちらに關しましては、底地についても民地ということですので、民地としての利用になるかと思われれます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山口耕司） 質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（山口耕司） 次に日程第十、議第四十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（平田耕一） 議第四十号 工事請負契約の締結について。

○議長（山口耕司） 提案理由の説明を求めます。中本教育部長。

〔教育部長 中本賢二登壇〕

○教育部長（中本賢二） ただいま上程いただきました議第四十号、工事請負契約の締結につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書二十三ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は（仮称）五條C認定こども園整備改修事業について相手方と工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法第九十六条第一項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定に基づき議会の議決を求めるところでございます。

それでは契約内容について申し上げます。

契約の目的、(仮称)五條C認定こども園整備改修工事。

契約の方法、総合評価落札方式(簡易型)一般競争入札。

契約金額、税込み、三億四千八百七十万円。

契約の相手方、奈良県五條市二見一丁目一番四号 株式会社田原建設 代表取締役社長 弓場雅之。

工期、契約締結の日から令和四年二月二十八日まで。

次に、入札経過について申し上げます。

令和三年二月二十五日に公告を行い、三月二十四日に技術提案等を受付し、四月二十六日の入札書提出までに一者が参加し、四月二十七日に開札が行われました。

その結果については次のとおりで、金額は税抜きでございます。

株式会社田原建設、金額三億一千七百万円、技術評価点百十四・五五点、評価値三十六・一三五点でございます。

以上の結果、株式会社田原建設を落札者として仮契約を締結いたしました。

以上で、議第四十号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(山口耕司) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長(山口耕司) 次に日程第十一、議第四十二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長(平田耕一) 議第四十二号 令和三年度五條市一般会計補正予算(第三号)議定について。

○議長(山口耕司) 提案理由の説明を求めます。南理事。

〔理事 南 則行登壇〕

○理事（南 則行）ただいま上程いただきました議第四十二号、令和三年度五條市一般会計補正予算（第三号）議定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の令和三年度五條市一般会計補正予算（第三号）の一ページを御覧いただきたいと存じます。

このたびの補正でございますが、歳入歳出予算及び地方債の補正でございます。歳入歳出予算につきましては、その総額にそれぞれ一億五千五百七十七万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ二千二百六十八億八千五百三十七万円とするものでございます。

それでは、まず歳出予算の補正を御説明申し上げます。

八ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、二款総務費、一項総務管理費、七目企画費、十二節委託料の二百九十七万円でございますが、地域公共交通利便増進実施計画策定業務でございます。庁舎移転を契機とした交通網再編に関連し、現在策定業務を進めている「地域公共交通計画」と並行して効率的に業務を進めるために、所要の経費を計上いたしております。

なお、当該経費の全額を県支出金として見込んでおります。

次に、十目自治振興費、十八節負担金補助及び交付金の二百四十万円でございますが、防犯体制強化のため自治会が主体として実施するLED防犯灯の設置に対し、一般財団法人自治総合センターが所管する一般コミュニティ助成事業助成金を活用して助成を行うため、所要の経費を計上いたしております。

なお、当該経費の全額を自治総合センター助成金として見込んでおります。

次に、三款民生費、二項児童福祉費、一目児童福祉総務費の二千九百六十万円でございますが、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、その実情を踏まえた生活の支援を行うことを目的に、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯に対し、児童一人当たり五万円を給付するため、所要の経費を計上いたしております。

なお、当該経費の全額を国庫支出金として見込んでおります。

九ページを御覧ください。

四款衛生費、一項保健衛生費、二目予防費、十一節役務費の十万円でございますが、新型コロナウイルスワクチン接種事業において、接種

者の経過観察等検査を行うため、所要の経費を計上いたしております。

次に、七款土木費、一項土木管理費、一目土木総務費、二十三節投資及び出資金の五十万円でございますが、災害時に会員となる市町村が相互支援の観点から速やかな技術者確保と補助事業採択を目的とした、「(仮称)近畿市町村災害復旧相互支援機構」を設立するために、所要の経費を計上いたしております。

次に、二項道路橋梁費、二目道路維持費、十四節工事請負費の七千万円でございますが、市道北曾木線と市道森上西新子線の崩壊防止対策、また市道車谷湯谷市塚線の法面対策を実施するための経費を追加するものでございます。

なお、当該経費のうち二千八百三十四万円一千円を国庫支出金として、四千百六十万円を地方債として見込んでおります。歳出は、以上でございます。

続きまして、歳入予算の補正について御説明申し上げます。

五ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入の項を御覧いただきたいと存じます。

歳入予算につきましては、十五款国庫支出金において五千七百九十四万二千円を、十六款県支出金において二百九十七万円を、十九款繰入金において六十五万九千円を、二十一款諸収入において二百四十万円を、二十二款市債において四千百六十万円を追加いたしまして、歳出との均衡を図った次第でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（山口耕司）次に日程第十二、議第四十三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（平田耕一）議第四十三号 令和三年度五條市一般会計補正予算（第四号）議定について。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。南理事。

〔理事 南 則行登壇〕

○理事（南 則行）ただいま上程いただきました議第四十三号、令和三年度五條市一般会計補正予算（第四号）議定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の令和三年度五條市一般会計補正予算（第四号）の一ページを御覧いただきたいと存じます。

このたびの補正でございますが、歳入歳出予算の補正でございますまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ一千六百三十万円を追加し、総額を二百二十七億六千七百円とするものでございます。

それでは、歳出予算の補正を御説明申し上げます。

四ページを御覧いただきたいと存じます。

三款民生費、一項社会福祉費、十九目生活困窮者自立支援推進費の一千六百三十万円でございますが、新型コロナウイルス感染症の長期化に伴い、国から生活困窮世帯向けに新たな給付金制度が創設されることとなったため、所要の経費を計上いたしております。

なお、当該経費の全額を国庫支出金として見込んでおります。

続きまして、歳入予算の補正について御説明申し上げます。

三ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入の項を御覧いただきたいと存じます。

歳入予算につきましては、十五款国庫支出金において一千六百三十万円を追加いたしまして、歳出との均衡を図った次第でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（山口耕司）以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

あす十五日から二十八日まで休会とし、次回二十九日午前十時に再開して、議案審議を行います。
本日は、これをもって散会いたします。

午前十一時五十七分散会